

県内生産者・
加工事業者の
登録募集!

静岡県産品の商談サイト

バイ・シズオカ オンラインカタログ

- 登録無料で、全国・海外のバイヤーとつながる! -

「バイ・シズオカ オンラインカタログ」は、静岡県が運営する商談サイト! 静岡の逸品に関する情報を国内外のバイヤーへお届けし、生産者・加工事業者には新たな販路開拓の機会を、バイヤーには高品質な静岡県産品との出会いの場を提供します。

利用 メリット

- ① 登録・掲載すべて無料! FCPシートも自動生成
- ② 全国・海外バイヤーと直接つながる!
- ③ 登録者特典が充実
 - ・ 県主催の商談会情報などを優先案内
 - ・ 商談力向上講座などサポート講座の御案内
 - ・ 販路開拓に役立つ最新情報をお届け



利用の流れ



01

事業者情報登録(事業者登録申請フォーム)

02

商品情報登録

03

バイヤーから問合せ受信

04

商談会・講座など
販路開拓情報を御案内

05

バイヤーと商談実施



登録手順

▲ 二次元コードを読み取り、
簡単登録

利用者の声

登録後、県から商談会などの案内が届くので、助かっています。実際に商談会に参加し、首都圏スーパーと取引が開始しました!



利用 実績

登録生産者・加工事業者: 700者以上、
掲載商品: 1100商品以上 (令和7年4月時点)
令和6年度 県主催の商談会 約100者参加



<参考>

「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の登録

1 事業者の登録条件

カタログに登録できる利用者は、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 売り手

- ア 県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- イ 県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ウ 県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者

(2) 買い手

- ア 国内外のバイヤー、流通、小売、卸、商社、飲食店、ホテル、食品メーカー
- イ その他事業として買い手となる事業者

2 商品の登録条件

カタログに登録できる商品は、以下のいずれかの項目に該当するものです。

(1) 静岡県産農林水産物及びそれを原材料に使用する加工食品※

※加工食品は、原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）または間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問わない。

※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいう。水は含まない。

◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用すること。

◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていること。
（直接使用の例）

＊紅ほっぺを原材料としたジャム

（間接使用の例）

＊静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅

＊静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子

(2) 県内で製造された酒類、大豆加工食品及び食塩とそれを主たる原材料にした加工食品、調味料等

(3) 「頂」（しずおか食セレクション）認定商品、ふじのくに新商品セレクション受賞商品

(4) 県内市町等の食品に関する認定や表彰を受けた地域ブランド商品

(5) その他本事業の趣旨（県産農林水産物及びその加工品の販路開拓、拡大）に合致すると県が判断するもの

3 登録の申請

(1) 事業者登録

登録を希望する事業者は、カタログ内の入力フォームから申請できます。県が、申請内容を確認し、承認することで登録が完了します。承認には2日程度お時間を要します。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

(2) 商品登録

事業者登録が完了した後、カタログの入力フォームから商品登録の申請ができます。県が、申請内容を確認し、承認することで商品が公開されます。承認には2日程度お時間を要します。

商品登録（システムへの保存）には、商品数の制限はありませんが、公開（ホームページで閲覧）できるのは1事業者当たり3商品までとなります。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

登録後、なるべく迅速に作業を行って参りますが、1週間以上経っても事業者及び商品の承認がされない場合は、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。

4 カタログサイト

<https://buyshizuoka-catalog.com>